

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

令和2年5月

島 根 県

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、地方の実情に応じて、感染拡大の防止や医療の確保などに取り組むことができる、自由度の高い交付金制度の創設など、迅速にご対応いただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、先が見えない状況にあり、その対策も長期間に及ぶことが想定されています。

島根県でも、長く感染者は出ませんでした。4月9日に県内初めての患者が発生し、その後、クラスターや感染経路が不明な感染者も確認されています。

また、外出自粛や営業自粛により、観光業、宿泊業、飲食業、酒造業のほか、これらの業種に食材を提供する農林水産業や、運輸業にも影響が及んでいるなど、県内経済にも深刻な影響が生じています。

こうした中で、島根県としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の方針に基づき、県民の命と生活や県内事業者をしっかりと守るため、市町村などと連携しながら、全力で取り組んでいるところです。

国におかれましては、このような状況を斟酌され、新型コロナウイルス感染症に万全の対策を取られるよう、下記事項について、対応をよろしく願います。

記

1. 県民生活の不安解消のための対策の推進

- (1) 県民生活において、衛生資材の不足が生じた要因、これによる国民の不安の背景等について十分な検証を行い、緊急時においても、必要な衛生資材が確保されるよう、国の責任において生産体制、流通の仕組みを構築すること。
- (2) 各種資格試験の中止・延期が、就職・進学に影響を及ぼすことのないよう、国において試験実施団体等への適切な対応を働きかけること。

2. 実効性のある感染症拡大防止対策の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、ワクチンや治療薬がないという特性を踏まえ、保健所の疫学調査を徹底して実施する必要がある。そのため、感染者の行動規制、感染者利用施設の協力の義務化、感染が進んだ地域からそれ以外の地域への移動規制などについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の法改正を迅速に進めること。
- (2) 上記(1)の新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、同感染症については、都道府県に中核市など保健所設置自治体も含めた総合的な調整を行う機能を強化すること。

3. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 特効薬及びワクチン、簡易検査キットを早急に開発するとともに、実用化を急ぐこと。
- (2) 感染拡大防止のため、すべての自治体が感染者の早期発見、早期治療、徹底した行動歴の調査を実施できるよう、国においては、PCR検査の受検機会の拡大や不足している試薬、綿棒の調達・確保など、迅速かつ十分に実施できる体制、施設設備の整備を、国が責任をもって行うこと。
- (3) 住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95 マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスプレイブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じること。
- (4) 医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

- (5) 医療機関においては、風評被害、院内感染対策による一般診療の縮小、手術制限、診療材料の高騰等により、経営上大きな影響が生じることから、診療報酬で算定されていないこれらの影響額について十分な支援措置を図ること。
- また、重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。
- (6) 空床確保に係る国庫補助の単価が実態と大幅に乖離していることから、単価を大幅に引き上げるとともに、病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置すること。
- (7) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。
- (8) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。
- (9) 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止対策の徹底や感染拡大リスク低減のための代替サービスの提供が可能となる体制整備や職員の確保などに取り組む施設等への報酬加算等の財政支援を充実すること。
- (10) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

- (11) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、事業実績の評価の適用を行わないこと。
- (12) 国保ヘルスアップ事業などの保健事業に対する補助制度について、申請期限の延伸や複数年度での取組を認めるなど柔軟な制度運用を図ること。

4. 学校教育における取組への支援

- (1) 臨時休業長期化への対策の明確化
 - ① 学校の臨時休業の長期化に伴う、児童生徒の学習の遅れへの対応を的確に行えるよう、国において、進級及び卒業の要件や、大学等の入学試験スケジュール等も含め、今後の見通しと方針を明確に示すこと。
 - ② 地方自治体が実施する創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 学習環境・指導環境の整備
 - ① 「GIGA スクール構想」を強力に推進し、児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の整備、オンラインコンテンツの充実、情報セキュリティの確保等に必要な財政支援を確実に行うこと。
 - ② 臨時休業の長期化に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員配置や、いじめ相談窓口の設置に必要な財政支援を確実に行うこと。

5. 地域の経済情勢への対応

(1) 地域の自由度の高い財政支援制度の充実

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基金への積立を一律に対象外とするのではなく、中小企業向け制度融資にかかる利子補給等の目的と用途が明確になったものであれば対象に加えるなど、地方の判断で柔軟に活用できる制度とするとともに、医療提供体制の確保、需要喚起策など、様々な課題に対応できるようにするため、増額を図ること。

(2) 雇用の維持

① 雇用調整助成金について、国の緊急事態宣言の延長など、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が見込まれることから、雇用の維持を図るため、助成金額の引き上げと申請手続きの更なる簡素化を行うこと。

また、外出自粛要請により厳しい経営状況にある中、都道府県からの休業や営業時間短縮の要請の有無に関わらず、従業員の雇用を維持しながら自主的な休業等を実施している事業者もあることから、休業要請への協力の有無により助成率に差を設けることとした、5月1日の特例措置の拡大は不合理であり、制度の見直しを行うこと。

② 「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」の事業期間は5月31日までであり、新型コロナウイルス感染症対策の助成金などと比べても事業期間が短く、事業者の対応が難しいことから、テレワーク導入を推進するため事業期間を延長すること。

(3) 資金繰り対策

都道府県による制度融資を活用し、民間金融機関に拡大した実質無利子融資の融資上限額について、日本政策金融公庫等による実質無利子融資の融資上限額と同等の額まで引き上げること。

(4) 中小・小規模事業者への支援

- ① 持続化給付金について、早期に給付するとともに、支給要件の緩和、及び総額を大幅に増額すること。
- ② 小規模事業者や個人事業者の「Web 申請」にあたっては、制度周知や各種申請手続き支援などきめ細やかな支援が必要であることから、各商工会や商工会議所に申請サポート会場を開設し、サポートする人員の配置など国において適切な対策を講じること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模企業の経営が厳しい状況となっている中、最低賃金の引き上げに伴う経費増加分の適正な価格転嫁が一層求められる環境にある。ついては、発注企業に対する指導・監督等の適切な対策を講じること。
- ④ 中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担の軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講ずること。また、甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業などに対しては抜本的な支援策を講じること。

(5) 「Go To キャンペーン」の制度設計

- ① 「Go To Travel キャンペーン」について、有名観光地に偏らず全国各地域に観光客が分散するよう、地方に配慮した制度設計とすること。
- ② 「Go To Eat キャンペーン」については、「オンライン予約サイトでのポイント付加」より、「プレミアム付き食事券」に重点をおいて実施すること。
- ③ 「Go To Eat キャンペーン」について、小規模な飲食店等は、オンライン予約サイトの利用にあたり、登録料やシステム運用等が大きな負担となるため、登録料助成やシステムサポートを行うこと。
- ④ 「プレミアム付き食事券」の利用可能店舗については、オンライン予約サイトの加盟店舗とは別に登録する制度とするなど、より多くの事業者が利用できるよう制度設計すること。

(6) サプライチェーンの立て直し対策

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、国内での拠点分散化も重要であることから、地方に配慮した制度設計とするとともに、地方への投資に係る税制優遇措置を設けるなど、地方における拠点整備の支援を一層強化すること。

(7) 期限付酒類小売業免許の付与

期限付酒類小売業免許について、新型コロナウイルス流行が飲食店の売上へ影響する期間を考慮して、免許期限（6ヶ月間）を延長すること。

(8) 地方の国際観光の振興

国際観光旅客税について、自由度の高い財源として、日本版DMOを含む、地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、税収の一定割合を自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

(9) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実

① 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険への加入については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、特例措置を設けること。

② 農業収入保険及び漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

(10) 農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に向けた支援の充実

経済・景気の回復期には、施設整備に当たって資材供給や作業人員の確保が逼迫することも予想されることから、対策予算を十分に確保するとともに、予算の基金化などを進め、地域の実情に合わせて柔軟なスケジュールで円滑に事業が執行できるよう配慮すること。

(11) 強靱な経済構造の構築

- ① V字回復フェーズにおいて景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症を契機としたインフラ分野における抜本的な生産性の向上を目指し、新たに地域の建設関係業者が i-Construction の推進に向けて取り組む設備投資に対する支援を行うこと。

6. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

インターネットやSNSを利用した人権侵害にあたると思われる事案等に迅速に対応するなど、人権侵害や風評被害に配慮した対策を講じること。

令和2年5月

島根県知事 **丸山達也**

島根県議会議長 **中村芳信**